

第5章 今後5年間において取り組む15の基本方針

基本方針 1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

情報化や国際化が進む現代、生活が便利になり、経済活動や人の往来が豊かになった反面、いじめや不登校、校内暴力など、子どもたちに係わる深刻な問題が数多く発生しています。本市においても、こうした状況は例外ではなく、一日も早い問題の解決が望まれています。一方で、社会的な経済危機により、就学が困難な児童生徒もおり、すべての子どもが安心して学校に通える条件整備が必要となっています。

そのためには、まず、人格形成の基礎となる「幼児教育の充実」を図り、子どもの問題行動に対しては、学校現場をはじめとする教育委員会内関係各課の連携による速やかな対応が重要です。また、様々な支援を必要とする児童生徒に対して、支援体制の整備の充実を図ることが大切です。

さらに、教育の機会均等を図るため、就学に必要な授業料や入学金、学校に必要な経費などを支援します。

基本方針 2 学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります

パソコンや携帯電話が急激な勢いで子どもたちに浸透する一方、読書離れは加速し学力の低下が指摘されています。こうした現状を打開し、本来その学年に持つべき学力を全ての子どもに身に付けさせることが必要です。そのため、国が実施してきた全国学力・学習状況調査結果を有効に活用し、学校の課題解決に向けた施策を充実させ、地域や学校の実態に合わせた適切な教育課程が編成できるよう支援します。

また、「魅力ある授業」の中で子どもたちの個々の学習状況を的確に把握し、一人ひとりの個性や能力を生かしながら「生きる力」の育成に努めます。

基本方針 3 心身ともに健やかな子どもを育てます

高度経済成長のもと、経済的な豊かさを実現する一方で都市化や少子化の進展など社会が成熟化する中で、個人の価値観は多様化し、ライフスタイル全般に及んでいます。このような変化は、自分にふさわしい生き方を選択することを可能にする一方で、自分さえ良ければ良いという個人主義の拡大、家庭や地域の教育力の低下、食習慣をはじめとした生活習慣の乱れ、体力・運動能力の低下などへの影響も引き起こしています。

そのため、未来を築く子どもたちには心身ともに健康で、幅広い知識や教養を身につけることが求められています。特に子どもたちに対する食育※は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育ていく基礎となるものです。学校園においては、食育の推進を図り、健康・体力面では、教育

活動全般を通じての体力アップに向けた取り組みを行うなど、生命を大切にし、健康で豊かな心を培う教育の推進に努めます。

基本方針 4 命の大切さを知り、思いやりの心をもつ子どもを育てます

確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になってきています。新しい学習指導要領※でもこの「生きる力」の育成は引き継がれ、学校の集団生活の場としての機能を十分に生かし、道徳教育の一層の充実が求められています。

「道徳の時間を要として教育活動全体を通じて行う」と示されているように、学校教育全体の中で子どもたち相互の人間関係や、教職員との信頼関係を築いていかなければなりません。様々な体験的・実践的な活動を通して、「生きる力」の核となる豊かな人間性と社会性を育て、より良く生きていこうとする自立した人間を育てていきます。

基本方針 5 時代に対応できる子どもを育てます

様々な社会的変化が急速に進む中、国際化や情報化、少子高齢化、環境や福祉にかかわる問題など、時代とともに、学校園を取り巻く課題も増えてきています。これらの新しい課題を、子どもたちが戸惑うことなく十分理解し、関連する諸問題の解決に向けて、取り組んでいけるよう、時代に応じた能力を育成する必要があります。

これまでの学校園での成果を踏まえつつ、各学校園の特色ある取り組みをさらに発展させ、様々な教育機会を活用し、主体的・創造的に生きていく基礎的能力を育成し、社会の変化に対応できる子どもたちの育成に努めます。

基本方針 6 ことばを大切に、感性豊かな子どもを育てます

ことばは学びの基本となるものであり、お互いの考えや気持ちを伝え合う重要なツールです。つまり、ことばを駆使することは社会生活において重要な力であるといえます。しかし、ことばの力は自然に身に付くものではありません。学校園全体で意識的に取り組み、ことばを大切にできる環境をつくる必要があります。そのため、学校園の各教科・領域で子どもたちの意見を引き出したり、子ども同士が意見をつないだりする保育や授業を行うなど、学校園のさらなる工夫が必要です。あわせて、幼児期から本に親しみ、子どもたちの豊かな感性を磨く取り組みを進めます。

基本方針 7 学校園の組織の充実を図ります

今、子どもたちが安心して楽しく学び、遊ぶための環境づくりが求められています。そのためには、学校施設の整備は欠かすことができません。一方で、市の教育行政を支えるしっかりとした組織や支援体制が必要です。平成19年度(2007年度)には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会の責任体制の明確化や体制の

充実がうたわれており、その実現が求められています。

さらに、近年、少子化に伴い学級数が減少した学校や住宅開発により児童生徒が急増した学校など学校規模の格差が広がっていることから、学校の適正規模や適正配置の問題も取り上げられており、今後、校区の見直しも含めた学校の適正配置が必要となっています。

また、小学校や中学校の入学したばかりの児童生徒が環境になじめず、問題を抱えてしまう「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などについても、その解決が求められており、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の連携が重要です。

これらのことから、学校園を含む教育委員会全体の組織のあり方や支援体制についてしっかりと課題を把握し、解決に向けて取り組んでいきます。

基本方針 8 学校教育を担う人材の育成に努めます

学校教育において、教職員の資質向上、人材育成は欠かすことのできないものです。

そのため、指導力の向上をめざし、様々な教育課題や教職員のニーズに応じた研修を開催するほか、自主研修の場を確保し、情報提供を行うなど教職員の指導力向上を強力にサポートします。

さらに、今後、学校運営にとって欠かすことのできない管理職をはじめとする中堅教職員が大量に退職していくことから、管理職候補の育成にも努めます。

また、一方で、近年、教職員が取り組む課題は多岐多様にわたり、教職員の抱えるストレスは年々大きなものとなっています。教職員の心と体を守り、心身ともに健全な状態で子どもたちと接することができるよう、教職員に対する相談業務の充実など支援体制の整備に努めます。

基本方針 9 安全・安心な学校園の整備を進めます

平成7年（1995年度）の阪神・淡路大震災により宝塚市は大きな被害を受けました。近年、世界各国でも地震が多発しており、これら災害に対する備えが急務となっています。

なかでも、学校施設の安全性の確保が求められており、市は平成27年度（2015年度）完了を目標に、学校施設の耐震化※に全力で取り組んでいます。

また、子どもたちの健やかな体づくりに欠かすことのできない食という面から、子どもたちの食生活の乱れが大きな社会問題となっています。学校で提供される学校給食は子どもたちの健やかな体づくりを支えるものであると同時に、食について正しい理解と認識を深める重要な食育の場です。食の大切さを子どもたちに指導しながら、健康づくりに配慮した安全・安心な給食の提供を図ります。

基本方針 10 時代に応じた教育環境の整備に努めます

急激な時代の変化に伴い、教育環境においてもその対応が求められています。

特に、情報化については、時代に応じた条件整備が必要であり、高速回線を利用したイ

インターネットの接続や地上デジタル放送の活用など、今や情報教育にとって欠かすことのできないものとなっています。また、近年は、地球温暖化やオゾン層破壊の問題など環境問題にも配慮する必要があり、自然環境に負荷のかからない取り組みが必要となっており、これらの課題を視野に入れながら、時代に応じた教育環境の整備に取り組んでいかなければなりません。

また、新学習指導要領について、小学校が平成23年度（2011年度）から、中学校については平成24年度（2012年度）から全面実施となることから、目標が確実に達成できるよう、施設整備や教材・備品の購入などにも努めます。

基本方針 1.1 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します

本来、子どもたちの学習の場は学校に限らず、家庭や地域でも学びの機会があり、これら学びの場である学校・家庭・地域が連携し合うことで、子どもたちにより効果的な学びをもたらします。

家庭は、子どもの成長の基盤となる場であり、家族との触れ合いを通じて、保護者が基本的なしつけを行い、食生活を含め基本的な生活習慣が身に付きます。一方、少子化や核家族化が進み、子育てに不安のある親や児童虐待が増えている中であって、地域は保護者の子育てを手助けする重要な役割を担っています。

学校・家庭・地域のそれぞれが自覚と責任を持ち、相互に連携・協力し、子どもたちの成長にかかわり、豊かな成長への支援が求められています。

基本方針 1.2 学びの成果で地域を変えていきます

近年、生涯学習に対する市民ニーズの多様化・高度化に伴い、市は学習機会の提供や学習情報の収集、さらに相談体制の充実などを行い、学習施設の整備なども実施してきました。

また、かつて経済的に豊かな時代には、個々人の個性や創造性が開花する社会を展望し、市と共に民間教育機関も学習者の拡大に力を注いでいました。

そのような背景と、社会・経済の変化と高齢化社会の到来などもあり、地域には多くの学習を積んだ人やボランティア活動へ意欲を持つ人たちが根をおろし、現在、コミュニティの形成へと大きな役割を果たしています。

互いに助け合い、すべての人たちが共に生きる仲間として尊重される成熟した地域社会づくりが地域の教育力を回復させます。これらの学びの成果により、地域が学校と力を合わせることで、子どもを育み、人にやさしいまちを創り上げていきます。

基本方針 1.3 新鮮な学習情報を常に発信します

市民の生涯学習を支援する中核施設としての図書館は、市民のニーズに応える資料や市の歴史に関する資料を提供しているほか、常に専門性を磨き、調査相談業務の充実を図つ

ています。

また、子どもと本をつなぐために、読み聞かせボランティアの育成や、学校図書ボランティアへの指導や助言を行うなどの役割も担っています。

今後、地域文化や教育力の向上に資するため、郷土資料のデジタル化をはじめ、ICT社会に対応する利便性の高い情報発信のあり方を検討し、学習者の支援とともに、学習の成果を生かした学習支援ボランティアの拡充を進めます。

基本方針 14 歴史と文化が息づくふるさとを守ります

宝塚市には、縄文時代から続く長い歴史の中で様々な文化が育かれ、市内に多くの史跡が残っています。これらの遺跡を大切に保全し、次代に継承していくことは、現代を生きる我々の責務です。

指定・登録された文化財の保存を進めるとともに、市民にも協力を求め、新たな郷土史料の発掘・収集を行い、集めた資料は、歴史民俗資料館等を活用しながら、情報発信に努めます。宝塚の魅力あふれる歴史と文化を、市民が身近に感じ、誰もが愛する街、誇りに思える街となるよう学習機会の充実を図り、ふるさと意識の向上に努めます。

基本方針 15 市民個々のスポーツライフを支援します

平成21年（2009年）に実施した「運動・スポーツに関する市民意識調査」では、週1回以上定期的にスポーツを実施する市民が6割を超えており、市民生活の中にスポーツが浸透していることが伺えます。

このため、スポーツをしない市民には興味のあるスポーツ種目に挑戦する、また、従来からスポーツに親しんでいる市民にはさらに充実した内容で継続的にスポーツに取り組んでもらうことを目標としながら、生涯スポーツ人口の底上げを図り、「個々の理想とするスポーツライフが活性化し、スポーツで人と未来が輝くまち『アクティブ宝塚』」の達成をめざしていきます。